

# 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

## 1. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の基本的な考え方

社会福祉法人進和学園は、各事業所内において、感染症及び食中毒が発症しまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、日ごろから対策を実施するとともに、感染症及び食中毒発生時には適切な対応が取れるよう指針を定め、利用者ご本人の安全確保を図るための取り組みを推進していくこととする。

## 2. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

### (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止対策委員会の設置と目的

感染症及び食中毒予防、利用者ご本人の心身の健康を維持するために「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止委員会」（以下「委員会」）を設置する。

### (2) 委員会の構成

委員会は、保健会議及び合同給食部会議を担当する施設長、看護師、栄養士、生活支援員を主な構成員とし、必要に応じて他職員の参加を要請する。

### (3) 委員会の開催

毎月1回以上、保健会議及び合同給食部会議を開催する。

### (4) 委員会の主たる役割

- ① 施設内の衛生管理や日常的な感染症対策（排せつ物の処理や消毒など）
- ② 感染症及び食中毒発生状況の把握、感染拡大の防止対策、医療機関や保健福祉事務所等への報告・連携
- ③ 感染症及び食中毒防止に関する研修会及び職員への食中毒防止に関する知識や対応等の周知徹底。
- ④ 利用者ご本人の感染症及び食中毒予防のための健康状態の把握（バイタルチェック）

## 3. 指針の整備

委員会は感染症及び食中毒に関する最新の情報を把握し、慣習や訓練を通して課題を見つけ定期的に指針の見直しを更新する。

## 4. 研修

感染症・食中毒対策の研修を全職員対象に年2回以上（入職時含む）を実施する。研修の企画、運営、実施記録の作成は委員会が行う。

## 5. 訓練

感染症及び食中毒対策訓練を全職員対象に年2回以上実施する。机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施し、訓練の企画、運営、実施記録の作成は委員会が行う。

## 6. 平常時の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止対応

### (1) 施設内の衛生管理

感染症・食中毒予防のため、施設内の衛生保持に努める。換気・清掃・消毒を定期的に実施し施設内の衛生管理清潔保持に努める。

### (2) 感染症及び食中毒予防及びまん延防止対策

職員の手洗い・手指消毒・うがい等の徹底とマスクの着用を推奨し、利用者ご本人にも可能な限り同様の感染症対策をお願いする。また利用者ご本人の健康状態を把握するとともに、職員も自身の健康状態を把握する。特に血液・体液・排泄物・嘔吐物等を取り扱う場面においては、細心の注意を払い適切な方法で対処する。

(3) 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底

マスクの着用や手指消毒等の食中毒対策の協力を依頼し、状況によっては面会や外来の制限の対策をする。

7. 感染症及び食中毒発生時の対応

感染症及び食中毒が発生した場合は、拡大を防止するために次のような対策を図る。

(1) 発生状況の把握

- ① 利用者ご本人及び職員の健康状態を発生した日時等毎にまとめる。
- ② 受診状況や診断名、検査内容、処方内容等の記録をしていく。

(2) 感染症及び食中毒拡大の防止

- ① 発生時は排泄物・吐瀉物等の適切な処理をし処理後は手洗い、手指消毒をする。
- ② 職員を介して拡大が起こらないように注意する。
- ③ 医師の指示を仰ぎ必要な対策を取る。
- ④ 必要に応じ患者のゾーニングを行う。
- ⑤ 病原体で汚染された機器などについては適切で迅速な消毒を行う。
- ⑥ 消毒薬は適切なものを選択する。
- ⑦ 協力医や保健福祉事務所に相談・報告し指示を受ける。
- ⑧ ご家族や後見人等へ状況説明

(3) 行政への報告

次のような状況の際には関係行政機関に連絡をする。

【報告が必要な場合】

- ① 感染症及び食中毒が理由もしくは疑われる理由で利用者ご本人が亡くなった時。
- ② 同一の患者が10名を超えたとき。
- ③ その他施設長が必要と判断したとき。

【報告する内容】

- ① 感染症及び食中毒が疑われる利用者ご本人、職員の人数
- ② 感染症及び食中毒の症状
- ③ 施設の対応状況
- ④ その他事故報告に基づいた内容

(4)

関係機関との連携

嘱託医、協力医、かかりつけ医等及び保健福祉事務所等の関係機関に報告し、対応を相談して指示を仰ぐ等緊密な連携を図る。また職員への周知とご家族・後見人等への情報提供を行う。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。